

市民事業専門委員会

(2) 課題

① 今後の市民事業等支援制度

市民事業支援補助金は平成20年度に創設し、平成24年度から現在のステップアップ方式の補助制度に改正して、第3期実行5か年計画期間においても現行制度を継続することとしたところである。今後も水源環境保全・再生に係る県民主体の取組の推進を図るため、県と市町村との役割分担等を含めて検討する必要がある。

② 市民事業等支援制度の円滑な運用

9年間制度を運用してきた中で、チェーンソー・刈払機の補助台数や概算払の実施、補助団体の活動実態の把握など、更なる市民事業等支援制度の円滑な運用について検討を行う必要がある。

③ 新たな支援団体の開拓

これまで支援してきた市民団体の多くが、平成28年度から平成29年度にかけて補助期間満了を迎えることから、市民活動支援センターや図書館等公共施設へのチラシ配架を始めとして、環境の保全を図る活動を行う市民団体へのチラシの送付など、様々な手段を講じて支援団体の開拓にあたってきたところである。制度の存在はある程度浸透してきているものと思われるが、今後も引き続き、新たな支援団体の開拓に取り組む必要がある。

④ 財政面以外の支援について

市民事業交流会ではこれまで、市民団体活動展のほか、ワールド・カフェ方式による意見交換会や安全な活動のための講習会、ファンドレイジング講座の開催など、様々な企画を実施してきたところである。支援団体のスキルアップや補助期間終了による支援団体の入れ替わりを踏まえ、今後も、団体相互のネットワーク形成や活動の自立化等が図られるよう、支援策について検討する必要がある。